

答 申 書

令和3年12月10日

奈義町教育委員会
教育長 和田潤司 様

奈義町立認定こども園の教育・保育方針等検討委員会
委員長 居原田洋子



令和3年9月27日付け奈義町教育委員会第141号で諮問のあった「奈義町立認定こども園の教育・保育方針等」策定について、別紙のとおり答申いたします。

《答申にあたって》

奈義町では、令和6年4月開園をめざした奈義町立幼保連携型認定こども園の開設準備にあたり、奈義町立認定こども園の教育・保育方針等検討委員会が設置されました。そして、令和3年9月27日付け、奈義町教育委員会・和田潤司教育長より、当検討委員会に「奈義町立認定こども園の教育・保育方針等」について諮問がなされました。

当検討委員会での審議にあたっては、内閣府・文部科学省・厚生労働省共同告示により公示し、平成30年4月に施行された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」をふまえ、また、現在の保育園や幼稚園の教育・保育理念及び方針等を参考にしながら、教育・保育理念、教育・保育方針、教育・保育目標について限られた時間の中で集中的かつ精力的に審議を行いました。奈義町の特色ある環境を活かし、発達段階に応じて工夫した環境の中で、子どもたちが「のびのび、にこにこ、いきいき、わくわく、すくすく」と成長することを願って、「奈義町立認定こども園の教育・保育についての方針等」として答申いたします。

なお、奈義町立認定こども園教育・保育方針等の策定にあたっては、当検討委員会の意見を十分にふまえて検討していただくことをお願いいたします。